

ユニット個室利用料一覧表（1ヵ月（30日）あたり）

要介護度 1

	サービス費	食費	居住費	支払金額
第1段階	27,140	9,000	24,600	60,740
第2段階	27,140	11,700	24,600	63,440
第3段階①	27,140	19,500	39,300	85,940
第3段階②	27,140	40,800	39,300	107,240
第4段階	27,140	43,350	60,180	130,670
(2割負担)	54,280	43,350	60,180	157,810
(3割負担)	81,420	43,350	60,180	184,950

要介護度 2

	サービス費	食費	居住費	支払金額
第1段階	29,437	9,000	24,600	63,037
第2段階	29,437	11,700	24,600	65,737
第3段階①	29,437	19,500	39,300	88,237
第3段階②	29,437	40,800	39,300	109,537
第4段階	29,437	43,350	60,180	132,967
(2割負担)	58,874	43,350	60,180	162,404
(3割負担)	88,311	43,350	60,180	191,841

要介護度 3

	サービス費	食費	居住費	支払金額
第1段階	31,868	9,000	24,600	65,468
第2段階	31,868	11,700	24,600	68,168
第3段階①	31,868	19,500	39,300	90,668
第3段階②	31,868	40,800	39,300	111,968
第4段階	31,868	43,350	60,180	135,398
(2割負担)	63,736	43,350	60,180	167,266
(3割負担)	95,604	43,350	60,180	199,134

要介護度 4

	サービス費	食費	居住費	支払金額
第1段階	34,232	9,000	24,600	67,832
第2段階	34,232	11,700	24,600	70,532
第3段階①	34,232	19,500	39,300	93,032
第3段階②	34,232	40,800	39,300	114,332
第4段階	34,232	43,350	60,180	137,762
(2割負担)	68,464	43,350	60,180	171,994
(3割負担)	102,696	43,350	60,180	206,226

要介護度 5

	サービス費	食費	居住費	支払金額
第1段階	36,497	9,000	24,600	70,097
第2段階	36,497	11,700	24,600	72,797
第3段階①	36,497	19,500	39,300	95,297
第3段階②	36,497	40,800	39,300	116,597
第4段階	36,497	43,350	60,180	140,027
(2割負担)	72,994	43,350	60,180	176,524
(3割負担)	109,491	43,350	60,180	213,021

※上記以外の費用で、ご希望されるサービスに対し「別途かかる費用」

- 電気代 1日30円（1製品につき）
- 預金通帳管理用 1,500円（利用者様の貴重品について、当施設での管理をご希望される方）
- 散髪代 1,500円（当施設が契約する理容師による散髪を利用された場合、1回につき）
- その他、外部サービス等をご利用の場合はその費用が別にかかります。

個室利用料（1日あたり費用の詳しい説明）

（単位：円）

サービス費

	単価	月
要介護1	661	19,830
要介護2	730	21,900
要介護3	803	24,090
要介護4	874	26,220
要介護5	942	28,260

単位加算説明

名称		加算額	備 考
いずれか一方が算定されます。	日常生活継続支援加算	46	要介護度の高い新入所者様が多く、質の高いケアを実施する体制を整えているための加算です。
	サービス提供体制強化加算	22	介護職員のうち、介護福祉士を8割以上配置する等、一定水準以上の介護体制を整えているための加算です。
	看護体制加算（Ⅰ）	12	常勤の看護師を配置し、一定水準以上の看護体制を整えているための加算です。
	看護体制加算（Ⅱ）	23	法定以上の看護職員を配置し、一定水準以上の看護体制を整えているための加算です。
	夜勤職員配置加算	61	夜勤帯に介護職員を基準数以上配置しているための加算です。
	個別機能訓練加算	12	個別機能訓練計画に対する同意に基づき、機能訓練が計画的に行われた場合にかかる加算です。
	個別機能訓練加算（Ⅱ）	20	個別機能訓練計画等の情報をLIFEに登録し、機能訓練のために必要な情報を活用することによる加算です。
	ADL維持等加算（Ⅰ）	30	所定の時期にADL値を測定し、LIFEに登録した6ヵ月目のADL値と比較して向上が認められることによる加算です。
	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40	利用者様毎のADL値や栄養状態等の状況等に係る基本的な情報をLIFEで活用するための加算です。
入所中1回限りにかかる加算費用			
	安全対策体制加算	20	研修受講済担当者配置し、安全対策部門設置の上、組織的な安全対策実施体制が整備されているための加算です。
入所者様の状況に応じて発生する新たな加算費用			
	若年性認知症入所者受入加算	120	若年性認知症の入所者様に対し、介護老人福祉施設サービスを提供した場合にかかります。
	外泊時費用	246	病院等へ入院した場合及び居宅などへ外泊をされた場合にかかります（月6回限度）
	初期加算	30	入所日から30日を上限として（30日以上入院後に退院された場合も同様）にかかります。
	配置医師緊急時対応加算	650	（早朝・夜間）医師が早朝、夜間又は深夜に診療を行い記録を行った場合にかかります。
		1,300	
	看取り介護加算	72	同意に基づき「看取りに関する指針」に従い看取り介護を行った場合
		144	
		680	
		1,280	
別途かかる加算			
	介護職員処遇改善加算	サービス費及び上記加算に対し、8.3%を乗じたもの 介護職員の技術向上や昇進の基準等を規定し、法に定められた介護職員の処遇改善を行っているための加算です。	
	介護職員等特定処遇改善加算	サービス費及び上記加算に対し、2.7%を乗じたもの 介護職員の確保・定着につなげていくため、現行の処遇改善加算に加えて創設された加算です。	

食費

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
単価	300	390	650	1,360	1,445
月	9,000	11,700	19,500	40,800	43,350

居住費

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
単価	820	820	1,310	2,006
月	24,600	24,600	39,300	60,180

負担限度額認定対象者

第1段階	①市町村民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者 または ②生活保護受給者 （預貯金が単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下）
第2段階	市町村民税非課税世帯で年金収入等が80万円以下の方 （預貯金が単身650万円以下、夫婦1,650万円以下）
第3段階①	市町村民税非課税世帯で年金収入等が80万円～120万円の方 （預貯金が単身550万円以下、夫婦1,550万円以下）
第3段階②	市町村民税非課税世帯で年金収入等が120万円超の方 （預貯金が単身500万円以下、夫婦1,500万円以下）
第4段階	上記以外の方

高額介護サービス費（サービス費の負担上限）

生活保護受給者等	15,000	（世帯）
市町村民税非課税世帯で年金収入等が80万円以下の方等	15,000	（個人）
市町村民税非課税世帯で年金収入等が80万円以下の方等	24,600	（世帯）
市町村民税非課税世帯の方	24,600	（世帯）
市町村民税非課税で課税所得が380万円（年収約770万円）未満の方	44,400	（世帯）
課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000	（世帯）
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100	（世帯）

※1ヵ月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えた時は、超えた分が払い戻される制度です。